

〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和5年5月1日 至 令和6年4月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 仁愛会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県諫早市多良見町化屋 843 番地
- (3) 設立認可年月日 昭和62年12月23日
- (4) 設立登記年月日 昭和62年12月26日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	中村医院	4211122488	長崎県諫早市多良見町 化屋 843 番地	一般病床 12 床 療養病床 6 床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

該当なし

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

該当なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5年 6月23日 令和4年度決算の決定

令和 5年 4月30日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

様式3-4

法人名 医療法人社団 仁愛会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県諫早市多良見町化屋843番地

貸借対照表

(令和6年4月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	175,564	I 流動負債	95,377
II 固定資産	115,802	II 固定負債	0
1 有形固定資産	36,247	負債合計	95,377
2 無形固定資産	216	純資産の部	
3 その他の資産	79,339	科目	金額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	185,989
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	195,989
資産合計	291,366	負債・純資産合計	291,366

法人名 医療法人社団 仁愛会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県諫早市多良見町化屋843番地

損 益 計 算 書
(自 令和5年5月1日 至 令和6年4月30日)

(単位：千円)

科 目		金 額	
I	事業損益		
A	本来業務事業損益		
1	事業収益	215,238	
2	事業費用	197,179	
	本来業務事業利益	18,059	
B	附帯業務事業収益		
1	事業収益		
2	事業費用		
	附帯業務事業利益	0	
	事業利益		18,059
II	事業外収益		24,306
III	事業外費用		138
	経常利益		42,227
IV	特別利益		0
V	特別損失		150,000
	税引前当期損失		107,773
	法人税等		143
	当期損失		107,916

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人社団 仁愛会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県諫早市多良見町化屋843番地

財 産 目 録

(令和6年4月30日現在)

1. 資 産 額	291,366	千円
2. 負 債 額	95,377	千円
3. 純 資 産 額	195,989	千円

(内 訳)

(単位：千円)

区分	金額
A 流動資産	175,564
B 固定資産	115,802
C 資産合計 (A+B)	291,366
D 負債合計	95,377
E 純 資 産 (C-D)	195,989

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致とすること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

監事監査報告書

医療法人社団 仁愛会
理事長 中村 裕 殿

私は、医療法人社団 仁愛会の令和5会計年度（令和5年5月1日から令和6年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書ならびに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年6月25日

医療法人社団 仁愛会
監事 中村 徹